

福岡県公報

平成二十九年十月二十七日
第三千九百三十八号
増刊
①

目次

規則 (第五十一号)

○福岡県旅行業法施行細則の一部を改正する規則

(観光振興課) …………… 一

規則

福岡県旅行業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十一号

福岡県旅行業法施行細則の一部を改正する規則

福岡県旅行業法施行細則 (平成十二年福岡県規則第八十三号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第六十四条」に改め、「含む。」下に「又は第二十六条第一項」を加え、「手続き」を「手続」に改め、「規定するもののほか」を削る。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。